

市原市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例について

1.概要

施設型給付費や地域型給付費などの給付を受けようとする、教育・保育施設や地域型保育事業者は、給付の実施主体である市町村へ申請し、給付の対象となることの確認を受ける必要があります。（確認制度）

この確認を受ける際には、

- ①学校教育法、児童福祉法等に基づく認可基準を満たすこと
- ②子ども・子育て支援法に基づく運営に関する基準（運営基準）を満たすことが求められます。

⇒②の運営基準として、条例を定めます。

2.条例制定の根拠法令

- 子ども・子育て支援法 第34条第2項

「特定教育・保育施設の設置者は、市町村の条例で定める特定教育・保育施設の運営に関する基準に従い、特定教育・保育（特定教育・保育施設が特別利用保育又は特別利用教育を行う場合にあっては、特別利用保育又は特別利用教育を含む。以下この節において同じ。）を提供しなければならない。」

- 子ども・子育て支援法 第46条第2項

「特定地域型保育事業者は、市町村の条例で定める特定地域型保育事業の運営に関する基準に従い、特定地域型保育を提供しなければならない。」

子ども子育て支援法に上記のとおり規定されており、
全市町村が基準に関する条例を制定する必要があります。

⇒市条例（案）は、資料3-2のとおり

3.国が示した基準（内閣府令）

- 平成26年4月30日に「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準」（平成26年内閣府令第39号。）が公布されました。

4.「従うべき基準」と「参酌すべき基準」

• 従うべき基準

条例の内容を直接的に拘束する、必ず適合しなければならない内容であり、当該基準に従う範囲内であれば地域の実情に応じた内容を定めることは許容されるものの、異なる内容を定めることはできません。

（例）利用定員、処遇の確保、秘密の保持など

※内閣府令の第1条に規定

• 参酌すべき基準

市が十分参酌した結果であれば、地域の実情に応じて異なる内容を定めることが許容される基準。

資料3-2でお示ししている条例（案）において、「参酌すべき基準」に該当する部分を**網掛け**としています。

5. 条例の内容

① 従うべき基準について

- ・ 前述のとおり、従うべき基準については、内閣府令と異なる内容を定めることはできません。

このため、内容を確認し、市条例の文章とするため表現を変更している部分がありますが、内容は内閣府令の基準どおりとしています。

② 参酌すべき基準について

- ・ 本市の実情に内閣府令と異なる内容を定める特段の事情や特性はないことから、市条例の文章とするため表現を変更している部分がありますが、内容は内閣府令の基準どおりとしています。